⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　賃貸等不動産の状況に関する事項 ②　賃貸等不動産の時価に関する事項 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。	⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
⑺　［略］	⑺　［同左］ ［加える。］
⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） ①　会計方針に関する情報 ②　リース特有の取引に関する情報 ③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報 保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。	
⑼～㉓　［略］	⑻～㉒　［同左］
［３～５　略］	［３～５　同左］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。	６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
７　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。	７　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
８　［略］	８　［同左］
３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書	３　［同左］
年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）連結損益計算書 及び連結包括利益計算書	年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）連結損益計算書 及び連結包括利益計算書
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［略］	［同左］
⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）	⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［表略］	［同左］